

紀上515⁹ 重祿 1054⁹ 紀上514⁹ 末 515⁹ 259⁹
 紀上515⁹ 3127-3/4⁹
 3.131⁹ 3127-3/4⁹
 紀上322⁹ 紀上384⁹
 紀上508⁹ 履中⁹の始 記(四)255⁹ 紀上514⁹ 記(四)219⁹ 紀上424⁹ 青海皇 臨朝 紀上514⁹ 638⁹

第五十八章 飯豊天皇

二人の飯豊王

清寧天皇が(清寧五年正月に)薨去された

後、臨朝秉政することになったのは、履中天

皇の娘でありまた市辺忍齒別王(市辺天皇)

の妹である日忍海郎せら(亦の名は飯豊王)

であった。(清寧記。顕宗即位前紀等参照)

かつて、仲哀天皇が亡くなる小た時、皇后

氣長足姫尊(神功皇后)が攝政されたか、あ

るいはこの故事にならって、

へ清寧天皇が崩御された後、翌立々月の二月

先述の「扶桑略記」参照)に皇后とみな

されたりおいてになった日飯豊王が、臨朝秉

政された(甲子歲、春二月、生年四十五)位

のかも知れない(第五十七章で引用の「扶桑略記」飯豊天皇条参照)

一か、清寧天皇が死去されてわづか十ヶ

月後の清寧五年十一月に、清寧天皇の

後を追うようにして、飯豊王もおそくなり

になったようである。

顕宗即位前紀の清寧五年十一月条に、こ

記されている。

(清寧五年)冬十一月
 飯豊青尊、崩

同文 3.14¹/₂ 紀上514°

紀上508° 如 249

3.132¹/₂

紀上514° 紀上515° 508° 男弟王 3140° 3127¹/₂ 3130°

58う3く 重 1054° 紀上514° 未

りまーぬ
とある。
重複するが、是の月に、億計王と弘計王
の二人は、再び位を譲って、天皇にな
うとなさうなかつたのであろう。
・二人共、日久く位につかれることはな
かつた、という。(顯宗即位前紀の清寧五年
正月、是の月条参照)
國さうしたわけ、止むなく、億計王・弘計
王の二人の姉、つまり履中天皇の孫娘、市辺
天皇の娘である。飯豊青皇女(飯豊女王)
が、妹、飯豊青皇女(飯豊王)の任務を受け
継ぎ、忍海角刺宮において、臨朝秉政したも
うことになったのではなからうか。
顯宗天皇(弘計天皇)即位前紀の清寧天皇
五年正月条に、こう記されている。
「清寧」五年春正月 白髮天皇(清
寧天皇)崩りましぬ。
是の月に、皇太子億計王と天皇(弘計王)
と、位を譲りたまふ。久くして處たまはす。

記(聖) 255 注17

あと書き
後失 48

紀上514

3127-3/4

紀上514

あける

天のき

3, 132^P - 2/2

3132-1/2

紀上515

3127-5/6

3141 姉

紀上
514

あうう。(「古事記」新潮日本古典集成、
二五五頁、注十七参照)

是に由りて、天皇(弘計王)の姉飯豊青皇
女、忍海角刺宮に、臨朝秉政したまふ。自ら
忍海飯豊青皇と稱りたまふ。
とある。
■なお、日本書紀の編纂者達は、
讀者達を混乱させる爲に工夫し、
①清寧五年二月に即位され(歴)同年十一月に崩
御された日飯豊青皇(飯豊王、市辺天皇の
妹)。一(頭宗即位前紀)の清寧五年十一月条
②姨日飯豊青皇の後を継ぎ、忍海角刺宮で
臨朝秉政された日飯豊青皇女(飯豊女王、
市辺天皇の娘、弘計王の姉)。一(頭宗即位前紀)の
の二人についての記述の順を入水換え、あえ
て後先に配したのであろうと思われる。
■なるほど、飯豊王および飯豊女王は、後嗣
の天皇が定まるまで一時的に日臨朝秉政した
れたようである。とはいうものの、
実質的には天皇と何
ら変りのない地位にあったといえようか。
■そこで日水鏡日扶桑略記日愚管抄
などは、
飯豊王が即位したと伝えているので

星の月

前頁16行

紀下5
時々
918^P

大
いよううんうく
です

次頁
12行

例え、扶桑略記は「飯豊天皇」下廿四代女帝
と述べる。本朝皇胤紹運録は「飯豊天皇」下忍海郡
女王是也」と書いて、天皇としている。
「日本書紀」(上)日本古典文学大系、岩
波書店、六三八頁注ニ参照。
また、飯豊青尊と尊の字をつけた名を
名乗ったとするのは、執政者の地位についた
ためであるという。「日本書紀」(上)日本古
典文学大系、岩波書店、五一五頁注ニ一参
照。
こうして、たことからいって、
①履中天皇の娘であり、市辺天皇の妹である
飯豊王は、初代の「飯豊天皇」となられ
②引き続き、市辺天皇の娘であり、
億計王・弘計王の姉である「飯豊女王」は、
第二代目の「飯豊天皇」になられた、
と推察される。(第一表参照)
しかし、日本書紀の執筆者達は意図して、
この似たような二つの記事を、一緒にした
に、ゴキヤゴキヤに記述したのであろう、
と想測される。へこの物語の「荒筋」末尾

⑦ 288^b

827-228

なし 小林466P
无 (並い=同い)
「二月」(未) 3/31P

① 3154^p - 1/2 ~ 3/2 江戸 1605
算頭箱 508 48 兼 井上 201
- 495 35
13 13 申 3127^p 3/3 13才 82

【複数の事件の統合】参照

では、又三六八
扶桑略記
の飯豊天皇系を

見
て
お
う
に
う
記
士
水
て
い
る

飯豐天皇
廿四代女帝
无王
子

清寧天皇養子履中女

市江押磐皇子女
去來稜天皇孫
母美姫也

甲子歲（清寧五年）春二月生年四十五即

天皇
 仁賢天皇
 兄弟相讓
 不食皇位

仍以其姪飯豐青媛令兼天下元政矣云々

(1) すなわち、履中天皇の娘、饒豊王に
いでの言

事と、市辺押磐皇子の娘、豊青姫に、ての

記事とか短い文の中で混在している。と、いふ

(二)と
か
分
る
・
○
履
中
女
市
川
井
舞
石
皇
女
好

3,133^P-3/3

扶桑5^P

大カマ 46^P

小カマ 34^P

③3127^P-3/4末
~4/4

(2)

ともあれ、先

述

の

ように、

市辺天皇の娘であり、意計王・弘計王の

姉

である

口飯豊青姫

は

飯豊女王

は、

先代の飯豊天皇の位を継いで、四十五歳の

時に即位された

と考えてみたい。

(3)

いますこし

参考

に

と、

扶桑略記は、

神功天皇

十五代

世帝始

と記述し、神功皇后を天皇の一人とみなして

いるので、

初代の神武天皇以降の天皇

を代々数えて、口飯豊天皇、二十四代と書

き、いたのである。

*

2922^P~3^P
石室小町殿

3,134^P-1/2

元(正) 204^P
2922^P

ところ、
項において、
古事記、
天皇から推古天皇までの十八代を、
皇と数えていて一人多い。
押磐皇子へ市辺天皇も一くは飯豊王へ飯豊
天皇も、天皇の一人として考えていた時代
があったのかも知れない。
もともと、市辺天皇は、
月後の十月に殺されたというのだから、
即位の儀式(石室から生まれる儀式)も、大嘗
祭の正式な承認の儀式も、済んでいなかった
ように思われる。
そうしたわけで、
市辺天皇を、
天皇として、
天皇とては数えなかった

ついでに 1487 記(黒) 204 255 3,134-2/2 かき知らない 前頁12行

こと

と想像される。(既述)

心 神 天皇 農去直後

なお、仁徳朝の始めの日子宇治天皇に

推古朝と同時期の日等と刀弥々大王に

ついでには、十九の天皇から除外して考える

べきものだろうと思われる。

あるいは、かきだる、古事記の執筆者

は、

仁徳天皇から推古天皇までの十八代の天

皇に、飯豊天皇を加えて、十九の天皇と

書きこむべきだ

の、かき知らない。(「古事記」新潮日本古典集

成、新潮社、二〇四頁注一、同二五五頁注一

七参照)

ともあれ、記紀完成に至るまでの経余曲折

の跡が残されているのであろう、と推察される

*

表

$$\begin{array}{r} 38 \quad 38 \\ -27 \quad -32 \\ \hline 11 \quad 6 \end{array}$$

$$\begin{array}{r} 500 \quad 505 \\ -494 \quad -494 \\ \hline 6 \quad 11 \end{array}$$

武烈8年記(四) 264^P

3,135^P

$$\begin{array}{r} 527 \\ -489 \\ \hline 38 \end{array}$$

27

3,127-3/5

(飯豊王と飯豊女王)

均等

飯豊天皇が臨朝秉政されたのは、

いつからいつまでのことであつたろうか。

ここに、雄略朝末年から、武烈朝末年まで

について見てみよう。(以下、第1表参照)

●雄略天皇崩が四八九年(記)、武烈天皇治

世の末年が五二七年(磐井の乱の年)である

とすれば、その間は、三八年間と

なる。

一方、清寧天皇の在位は五年(記)、顯宗

天皇の在位は三年(記)または八年(記)、仁賢

天皇の在位は十一年(記)、武烈天皇の在位

は八年(記・紀)だから、合わせると、

二七年間または三二年間となる。

つまり、飯豊天皇の臨朝秉政の期間は、差し

引いて、六年間あるいは十一年間であつたろう

と推察される。

●とすると、その実年代は、

へ四九五(清寧天皇崩御の翌年)から、

五〇〇年、もしくは五〇五年迄

二〇 だったの？

3,136^P 相室子 前頁18

443 せ だちさん
+ 60
503

ように思われる。(第1表参照)

であつたことにならう

■なお、この物語では次項で述べるように、「隅す

田八幡画像鏡」の銘文についで、

(1) 曰日十大王を、曰飯豊大王 (＊飯はヒ、

豊はトと訓める)

(2) 曰癸未年を、曰五〇三年

と仮定してみたい。

■従つて(五〇三年という年号からいつて、

へ飯豊天皇の在位期間は、四九五年から五

〇五年までの十一年間であつたろう

であつたのであ

と考察される。(第1表参照)

*

・カラー
 ・1頁全面に、限装一杯はみだり掲載 F31止
 上下は、
 ↓書かないでよい。

3, 137^P - 2/2



40

※ 上下を間違えて
 下さい。

下 上下をきかない
 すたはまかん かさうきよう

1104 (隅田ハ幡神社蔵、直径約16cm)

1404

写真図版 578 隅田ハ幡画像鏡

1304 中ふりあみ

『日本の国宝』(3) 朝日新聞社、1999年11月1日発行、312頁参照。

・重要な事実です。
 ・[1頁全面に限装一杯大まかに載せ] 文字が読めるようにして下さい。
 ・赤くならないようにお願いします。

① 2913¹⁴
 13¹⁴
 ② 2849¹⁴ - 1/3

③ 3139¹⁴
 11¹⁴

新ヤ(12)-214&下255
史 料 に よ る 日 本 の 歩 み 28 と 同 様 一 行 あ け る 。
ある。

金 518.63P 鏡 (小林) 104P 古鏡 小林行雄 104P
(注) 願 望 の 予 24P, 71P
忍 坂 紀 二 203P 5P 忍 坂 紀 二 203P 5P 忍 坂 紀 二 203P 5P
忍 坂 紀 二 203P 5P 忍 坂 紀 二 203P 5P

金 435.5P 小林 106P 忍 坂 紀 二 203P 5P 忍 坂 紀 二 203P 5P
忍 坂 紀 二 203P 5P 忍 坂 紀 二 203P 5P 忍 坂 紀 二 203P 5P
忍 坂 紀 二 203P 5P 忍 坂 紀 二 203P 5P 忍 坂 紀 二 203P 5P

癸未年八月日十大王年
男弟王在薨柴沙加宮時
斯麻念長壽遣開中費直
穢人今州利二人等
取白上同二百早作此鏡

癸未の年八月、日十大王の年に
男弟王が意柴沙加宮に在す時、
斯麻が長寿を念に、
穢人の今州利二人等を遣わ、
白上銅二百早を取、
此の鏡を作った。

要を見てもよう。
癸未年
に
つ
い
て
の
四
つ
の
説
の
概

①三八三年とする説は、この鏡を作らせた斯
麻という人名が、神功紀に四年条にて、
斯摩宿禰のことであろうとする点に、理由

の
一
つ
を
求
め
る
も
の
で
あ
る
。

②四四三年とする説は、允恭天皇の皇后が忍

坂大中姫であるから、大王(允恭天皇)が忍
坂宮に滞在されるという可能性の強いことを

蓋然性
可能性が未

大271478 王 史 鑑
大271509 男 史 鑑
大271510 男 史 鑑

第2代目の飯豊天皇

可能推 前頁末

3136^p

3141^p - 3/2 319
先述の834

天つき
改行

3.139^p

記下18^p 543^p

こと

おほくさかのみこ
大草香皇子 記上432^p

改行

重視する。・そうだとすると、男弟王は、允恭

天皇の異母弟である大草香皇子の^{おほくさかのみこ}ことになる

・ただし、「日十大王」を「日下大王」と読

んで、大王を大草香皇子にあてると説もある。

③五〇三年という説は、男弟王の三字をその

まま人名と見做して、「ヲオトの王」と読み、継

体天皇の諱のヲホトノ王をあらわしたものと

解釈する。・^{おん}音韻の点から見て、ヲホトノ王を

男弟王と書くはずがないという反論もある。

④六二三年という説は、この文章の用字法や

文体が^{ぶんたい}推古天皇の時代の金石文に似ている

というのがある理由である。

・しかし、この証明法は、五〇三年説にも

応用できるので、決定的なものとはいえない

という。(「古鏡」小林行雄、学生社、一

〇三―一〇八頁参照)

前記の

皇の時代であった可能性がある。(第1表参照)

河内藤原王
紀上581P
紀下460P

3138P
3144P-3/4

紀上203P
前項

3,140P-1/3

(1) ヒ
(1) が省略される別

飯豊王は姉(3132P)ニ次
忍坂紀上203P地名357P
船金のみかてり紀上504P・197

第二の目の

(市辺天皇の娘)

日十大王が曰飯豊天皇曰

日億計王曰弘計王曰の二人、もくは、二

人のうちのどちらかのこととなる。

もつとも、

へ男弟王は、曰皇太子億計王を指してい

る。

ように思われる。

隅田八幡画像鏡の銘文は、

大略、

日十大王(飯豊天皇)の御代の癸未年

(五〇三)八月、男弟王(皇太子億計王)が

忍坂宮(奈良県桜井市)に在し、時、斯麻

百濟第二五代武寧王在位五〇一(五二三年)が

男弟王の億計王の爲に長奉を念ひ、開中

費直(河内直)と、穢人の今州利の二人等を

遣わし、白上銅二白早を取ってこの鏡を作つ

(*)

3144P
3143P-2/4
穢人
忍坂
桜井

状況 手段 方法, 便法
 (た) 何れ 方策 交換
 何れ (二) 記述 記号法

Feb 27 2045

27

③ 3127¹/₄

紀上508¹/₁₃ 注13
#上上439¹/₁

3.140¹/₃ 紀上508末5行~

さき
利まわてい
③ 3141¹/₂ 9行

前12行

紀上160¹/₁ 紀上324¹/₃ 3行
328¹/₁

飯豊女王は、億計王の姉であつ	すなわち、一本によると、	とある。(第五十七章「清寧天皇」において既述)	をもつて、億計王の上ト列敘してゐるし	るという。もつとも一本では、飯豊女王	忍海部女王といい、その五を橘王と申し上げ	弘計王といい、その四を飯豊女王、亦の名を	姫といい、その二を億計王といい、その三を	媛を娶し、三男・二女を生み、その一を居夏	に よると、市辺押磐皇子は、蟻臣の女、黄	7 諸第 (帝皇日嗣ともいわれた帝紀の類か	れ いてゐる。大元帝	頭宗即位前紀の冒頭には、次のように記さ	男弟王	米	王 王と誌したのたううと考えてみたいで	な いように思える。	な ど	(一) 豊浦宮 (仲哀紀二年九月条)	(二) 豊千代草 (松の異称。玄辞苑)	(三) 豊島区 (豊島岡) (玄辞苑)	な ど	と もあれ、日飯豊天皇のミミとを日 日十太
----------------	--------------	-------------------------	--------------------	--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	------------	---------------------	-----	---	---------------------	------------	-----	--------------------	---------------------	---------------------	-----	-----------------------

前夜未

3.141^P-1/2

9分13.3131^P

562.4.19
3132^P1/2 紀上514^P

562.4.19
P 田中

3127^P1/4

た✓

という。

④ そーて又、^{また} 顕宗即位前紀の清寧五年正月是

の月条には、^{ひつぎのみこ} こう記され

「皇太子僊計王と天皇^{ひつぎのみこ} 弘計王と、^{をけのみこ} 位を

譲りたまふ。^{ひき} 久にいて^{すめらみこと} 處たまはず。是に由り

て、^{さこのみや} 天皇（弘計王）の姉^{みかどまつりこと} 飯豊青皇女、忍海角

刺宮に、^な 臨朝秉政したまふ。自ら忍海飯豊青

皇と稱りたまふし

とある。第五十八章^{ふた} 三人の飯豊王^{いひよのあきみ} の項において既述

つまり

へ飯豊青皇女は、弘計王（顕宗天皇）の姉

であつた✓

という。

④ この物語では、

へ飯豊女王（飯豊青皇女）は、^{おけのみこ} 僊計王・弘

計王の姉であつた✓

と考えた。

*

弟の^{おとうと} 顕宗天皇

$\frac{1}{2}$ 議 1 日 ③ 3140^{1-3/3} $\frac{69}{3}$ ④ 3138^P 史料に 83 日本 の 歩み 28~29^P
 ⑤ 3139^P 19

魏文侯 48° 男弟王 3138°

$$3.141 - \frac{3}{2}$$

とある

銘文の冒頭には、
癸未年八月日十大王年
男弟王在薨柴沙加宮時
癸未の年八月、日十大王の年に
男弟王が薨柴沙加宮に在す時
と記され、
このように、隅田八幡画像鏡の銘文には、
男弟王とは記されておらず
男の男弟王であることを強調するかの
ように、男弟王と書きしるされていて、
注目される。
これは、中国の書物、魏志倭人伝の
書き方と相通じているように思われる。
魏志倭人伝には、
「共に一女子を立てて王と爲す。名づけて
卑彌呼と曰う。鬼道に事え、能く衆を惑わす
年已に長大なるも、夫婿無く、男弟有り。佐
けて國を治む」

タイ
男
弟
五
↑
↓
③ 3140⁺
- 3/3 7
お 7 7 7

H4831(7)
→ 延暦

凡そ458^p

紀2516^p

紀286^p

3,142^p-1/2

いろと云
同母弟 160^p

●すなわち、一女子（後の女王卑彌呼）の男
の弟のことか、
為であろうか。日男弟と記されている。
なお、現代の我々にとって、少々奇妙な感
もあるが、
兄（男）は、同母弟（男）を日弟と呼び
姉（女）は、同母妹（女）を日弟と呼ん
だ、
のだった。（「広辞苑」へいろいろ参照）
■ここに、兄弟姉妹の呼び方について、参考
までに幾つかの例をあげてみよう。
①男一男（兄一弟）
●景行紀四年二月条に、「兄國乳別皇子・弟
豊戸別皇子」
●顕宗即位前紀に、「兄（億計王）・弟（弘
計王）」
●近江国風土記逸文、伊香小江条に、「兄の
名は意美志留、弟の名は那志登美」
などである。
②男一女（兄一妹）

天正改元 3.142^{P-2/2}
 元上458^P 元上440^P 元上286^P 元上32^P 元上428^P 元上374^P

① 六神紀二十二年三月条に、「兄女は、吉備の臣の祖御友別の妹なり」、
 履中紀六年二月条に、「吾が兄王に、
 兄鷲住王に、
 允恭紀二十四年六月条に、「木梨輕太子、
 同母妹輕大娘皇世を奸けたまへり」、
 などとある。
 ② 因みに述べると、仁賢紀六年条には、
 「古は、兄弟長幼を言はむ、女は男を以て兄と稱ふ。男は女を以て妹と稱ふ」
 ③ 女一女（兄一弟）
 景行紀四年二月是の月条に、
 「兄の名は兄遠子、弟の名は弟遠子」、
 允恭紀七年十二月条に、
 「妾（皇后）が弟、名は弟姫」、
 近江国風土記逸文へ伊香小江条に、
 「兄（七人の天女）、弟（最年少の天女）」
 などとある。
 つまり、「兄・弟」という時には、

セセ男国
セセ男

ニと

3.143^P-1/4

ニと

ニと

兄弟二人共、男は、もしくは姉妹二人共

女は、どちらかであることが分る。

さて、もしも隅田八幡画像鏡の銘文中の

日十大王が男王であり、日弟はもまた男

であつたならば、この当時の習慣か

らいつて、

日十大王の年、弟王云々

と記すだけで、こと足りるわけであつて、あえ

て、日男弟王と刻必要となかつたよう

に思われる。

字する

一方、

隅田八幡画像鏡の銘文中の日十大王は、

倭の女王、飯豊天皇のくとなつてあ

う

と仮定するとき、もしもただ単に、

日十大王（飯豊天皇）の年、弟王云々

と記述したならば、その日弟王は女

性（妹）だといふことになつて、まうわけであ

る。

一、かゝる事實は、

市町村3名 149^{カニハ}
記(2) 254^P
紀上576
記(2) 504

562.4.23 ⑤
紀上504 末4行へ

3,143^P - 2/4

二と

才表二抄

へ曰曰十大王は姉曰弟は男
だったのではな~~ら~~うか
・そこで、隅田八幡画像鏡の~~作者~~は、曰日十
大王(姉)の男弟であることを明瞭に示す
ため、曰男弟王と明記したのであろう、
と推察される。

女性(姉)

性

雍栗宮
忍坂宮

「雍栗宮および隅田八幡画像鏡に彫ま

る」意柴沙加宮(忍坂宮)

についでみてみよう。

清寧紀元年正月十五日糸には、

有目に命せて、壇場を磐余の~~寶栗~~に設け

て、陟天皇位す。遂に宮を定む

と記されている。

・なお、

「磐余は、奈良県磯城郡桜井町・安倍村・

香久山村付近へ今、奈良県桜井市中部から檀

京市東南部へかけての地であった

① 紀上576 下4行

大和三山近傍で

地名辞357 忍坂 紀上203 紀上276 6行 3.143 P 3/4

紀上506 514

紀上504 注12

という。(「日本書紀」(上)日本古典文学大系

岩波書店、五七六頁、補注三一(一参照)

・但し、「盤余の寶栗」加比二にあつたのか

は不明である。(「日本書紀」(上)日本古典文

学大系、岩波書店、五〇四頁、注十二参照)

「清寧紀三年正月一日条に、

「小指等、億計。弘計を奉りて、攝津国に

到る。臣・連をして、節を持ちて、王の青蓋

車を以て、宮中に迎へ入れまつらむ」と

とある。

・億計王と弘計王は、盤余の寶栗宮に迎え

入れられたのであろう。

一方、忍坂に付いて、

「大和国磯城郡城島村の大字。左の恩坂又

は刑坂の転訛なり。舒明天皇の御陵押阪陵あ

りし

という。(「帝国地名辞典」太田爲三郎、名

著出版、(忍坂)参照)

また、

「大和国磯城郡城島村大字忍坂は、今の桜

市町村誌 149 桜井

3,143^p-4/4

皇太子寛計王 3/28⁷/₁₂

565の14日

前々所
今明愛に忍坂
かある

●井市忍坂である

近鉄桜井駅の東南東約二

岩

寺田

市町村字名大鑑 日地出版 桜井市忍坂

という。↑↑↑の「日本書紀」(上) 日本古典文

学大系、岩波書店、二〇三頁、注二一。五万

分一地図参照

↑は

みか

お

■皇太子寛計王は、磐余の養栗の近くの忍

坂宮に今の桜井市忍坂にお住いになら

たのかも知れない。

*

三〇史記(2) 364^p
紀下14, 34⁵所
同文 3144^p-4/4

紀下14, 34⁵所
3,144^p-1/8
紀下14 末2所

かのうせい
可能性 3139^p

斯麻

隅田ハ幡画像鏡に述べられている曰斯麻

という名の人物を特定するのは、困難である

一か、この物語では、仮りに、

ハ曰斯麻ハ、武烈紀四年是歳条に記さ

ている曰斯麻王ハ(百濟国第二十五代武寧王

のことであろう) 在位五〇一〜五二三年

と考へてみたい。(第一表参照)

武烈紀四年(日本書紀の紀年によると五〇

二年) 但し、第一表によると五二三年(是

歳条に、こう記載されている。 是歳。百濟の末多王(第二十四代の東城

王。在位四七九し五〇一年) 無道して、百

姓に暴虐す。国人、遂に除てて、嶋王を立つ

3,144^P - 2/8

一四頁の注三四下五四二頁の補注一六一二六四

55

生びのし
癸未年 甲 3138⁷

3.144^{P-3/8}

三〇史
(2) 364

三〇史
にふと

三〇史
にふと

三〇史
にふと

三〇史
にふと

三〇史
にふと

この癸未年（五〇三）の時点においては、斯麻王は斯麻王といふ。是れ現支王子の子なり。斯麻王は、多王が異母兄なり。斯麻王は、多王の向つ。タレ（今の佐賀県東松浦郡鎮西町の加賀島）かというところがある。

③さうに、日三国史記に、百濟本紀第四、第二五代武寧王（在位五〇一〜五二三）の条では、系譜が異なっており、次のように記され、武寧王は、諱（生前の実名）を斯摩といふ、牟大王（東城王）の第二子である。――（中略）――牟大王（王）が在位二十三年へ五〇一に薨去したので、（王）位に即いたとある。三国史記金富載、井上秀雄訳注、平人社、三六四頁参照。ともあれ、武寧王（諱は斯麻王）の在位は五〇一〜五二三年であつたという。

したがって、八隅田八幡画像鏡に記されている日癸未年（五〇三）は、西暦五〇三年であるとする、

期日H13.12.23 平成天皇68才誕生日
 桓武天皇の生母は、白河の武寧王の子孫な
 (続日本紀) 546 3144^{P-3/4}
 3138^{P-1/3} 3140^{P-1/3}

3,144^{P-4/8}
 講 2150^P

斯摩(市)3144^{P-2}
 三〇史記(2) 367, 374^P
 3142^{P-2/2}

内直)と、穢人の今州利の二人等を遣わし、 太子億計王の長寿を念ひ、 時、斯摩(百濟)第二十五代武寧王(皇 意柴沙加宮(奈良県桜井市の忍坂宮)に在す 豊(天皇)の年に、男弟王(皇太子億計王)が 癸未の年(五〇三)八月、日十大王(飯 四とすれば、隅田八幡画像鏡の銘文は、 夏五月、百濟の王武寧薨せぬ	麻王はすでに百濟王であつた ということになる。 本紀、武寧王の二十三年(五二三)条にこ う記載されてゐる。 夏五月、王(斯摩王)が薨去したので、 諡して武寧王(王)といった とある。 *また述べる、継体紀十七年(日本書紀 の紀年によると西暦五二三)条に、 夏五月、百濟の王武寧薨せぬ	武寧王はすでに百濟王であつた ということになる。 本紀、武寧王の二十三年(五二三)条にこ う記載されてゐる。 夏五月、王(斯摩王)が薨去したので、 諡して武寧王(王)といった とある。 *また述べる、継体紀十七年(日本書紀 の紀年によると西暦五二三)条に、 夏五月、百濟の王武寧薨せぬ
--	--	---

H4.9.7

H11.5.22

3144P-1/4 20行

3144P-1/4

武寧王元年50年

紀下14

紀下34

前

3,144P-5/8

紀小 489頁

日本紀

索引

47~48

ほのゝつと

嶋郎子

紀上526

嶋稚子

紀上508

末9行

白上銅二百早を取ってこの鏡を作った
という意味であるように思われる。

恐らく、

へ百済の斯麻王は、いすれ東の日辺日本国

の王となるべき皇太子億計王（字は嶋郎、更

の名は嶋稚子）の長寿を念じ、鏡を作った

のであろう。

と想察される。

＊

①さらに述べると、継体紀十七年（日本書紀

の紀年によると西暦五二三年）条に

「夏五月 百済の王武寧薨せぬ」

とある。（写真図板 579へ武寧王の四墳参照）

②一方、第一表により、本来五二三年と考え

られる武烈紀四年（五〇二年）条には、先に

引用した通り、但し日本書紀の紀年によれば

「是歳、嶋王を立つ。是を武寧王と

す。――武寧王立つ。諱は斯麻王といふ」

と記されている。

武寧王の死を悼んで①②双方の記事が載

せられたのかも知れない。

・ カラー
 ・ 頁の上半分。左右にはみ出しで掲載下さい。

3. 144頁 6/8



中心ぶりがけ
 142G

写真図版579 百済 武寧王の円墳 (公州 韓国)

132G 中心ぶりがけ

『シルクロード歴史紀行』田中^{たなか}信義^{のぶよし}、KKロングセラーズ、168頁参照。

(第9巻) 59

発行年月日記載無し。
 「中国」のB4版にアイル (711)

韓半島地図④の公州 錦江の中流城南岸
825 扶余 新(4)-396

忠清南道

参考までに述べると
一九七一年に韓国・公州で武寧王陵が発見され、墓誌石から詳しい生年などがわかった。

日本書紀にある武寧王の記述とびったり
符合する
と、日本書紀の記載の信頼性が高まった
という。『朝日新聞』平成十五年九月二七日付へ歴

史シンポ「河内飛鳥と武寧王」参照

また、桓武天皇の勅を奉じて編纂された
『続日本紀』桓武天皇の延暦八年(七八九)十二月

3,144^{p-7/8} 3144^p

条に下
桓武天皇の生母(高野新笠)は、百濟の
武寧王の子孫である
と述べられている。『続紀』『朝日新聞』平成十三年

十二月二三日付へ韓国にやり感しています。へ天皇
陛下発言、識者の見方参照

※

H30(2018)8.13(日)~8.15(4日)
H31(2019)3.4(月)~3.5(2日) 1638
令和2(2020)3.24(火)~3.26(4日)

1894, 1893-3/3 35~
3144-8/8

2772

3138 OK 42717
959~

タイHV

穢人 今州利

隅田八幡画像 鏡には、こう記されている。(平真図版 578 参考)

斯麻が長寿を念に

穢人の今州利二人等を遣わし

白上銅二百早を取、此の鏡を作った

「開中費直」は河内直(加不費直)の

である。欽明紀二年七月系(参考)の氏だという。(日本書紀)

(下)日本古典文学大系、岩波書店、七二頁、注十二(参考)

では、穢人の今州利とはどこの国の人なのだろうか。

詳らかにないが、もしかしたら、こう解釈すべ

キなのかわからない。

(1) 倭人社会には卑屈なまでに自分自身を卑下して謙遜し

へりくだるのを美德とする慣わしがあった。(第二十七章)

(2) 倭は辛卯の年(三三二)に来て海を渡り百残(百済)など

の諸国を臣民としたのであろう。(第一表(参考))

(3) 百済の武寧王は、倭国の風習を尊重し、自分

の国の人である「今州利」のことをあえて「穢人の今州利」と刻ま

と解される。

* なお、「穢」という字は、「ケガレ」「ヨゴレ」という意味である。

* 「大字典」上田万年、講談社(参考)

下 3/25

3137 - 3/2